

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会基盤整備の一翼を担う企業としての自覚と責任を持ち、透明性・健全性の高い信頼される経営を行うことで企業価値の向上を目指すことを重要な経営課題と考えております。

そのために、経営監視機能の充実に図り、経営者並びに従業員の責任を明確にし、適時適切な情報開示を行い、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するなど、コーポレートガバナンスの充実に進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

現状、招集通知の発送日は株主総会の日の2週間前であり、TDnetや自社ウェブサイトによる公表は招集通知の発送日としております。今後は、記載する情報の正確性を担保しつつ早期発送に努め、ウェブサイトによる公表も招集通知発送日前に行うよう努めてまいります。

【補充原則1-2-4】

現在の株主構成は、機関投資家及び海外投資家の比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討することといたします。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

取引先との関係構築・維持・強化を図ることは事業活動上重要であると考えており、当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断できる場合は、他社の株式を保有する方針であり、その内容は、定期的に取り締役に報告しております。

議決権行使は、全ての政策保有株式について行うことを基本としておりますが、現時点では統一の基準は設けておりません。今後、基準作成に向けて準備を進めてまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 橋梁事業・鉄構事業・環境事業といった国民の生活基盤となる構造物の建設に従事する企業として、

『高い技術力で夢のある社会づくりに貢献する』

という経営理念を掲げ、事業を推進しております。

平成26年4月をスタートとする3か年の中期経営計画を策定しており、当社ホームページで開示しております。

(<http://www.komaihaltec.co.jp/ir/data/pdf/news/20140317.pdf>)

(2) 社会基盤整備の一翼を担う企業としての自覚と責任を持ち、透明性・健全性の高い信頼される経営を行うことで企業価値の向上を目指すことを重要な経営課題と位置付けております。そのために、経営監視機能の充実に図り、経営者並びに従業員の責任を明確化し、適時適切な情報開示を行い、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するなどコーポレートガバナンスの充実に進めております。

当社グループとしては、会計システム及び監査の一貫性を確保し、業務関連部門の執行責任者が関連会社の取締役を兼務することにより、業務の連携性・透明性を確保しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会において決議された報酬限度額、会社業績、個々の職責及び実績などを総合的に勘案の上決定することとしております。取締役賞与については、会社の業績・財務状況等を踏まえ都度株主総会に議案として付議し、株主の承認を得ることとしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに際しては、取締役会全体としての知識・経験等のバランスを考慮しつつ、迅速かつ的確な経営判断ができること、人望・法令遵守に対する高い見識があること等を基準として総合的に判断し選任することとしており、上記方針に基づき代表取締役及び取締役が各部門からのヒアリングを行った上で候補者を決定し、取締役会で決議しております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際、社外取締役・社外監査役候補者についてのみその選任理由を株主総会招集通知に記載しております。今後は、全ての取締役候補者・監査役候補者についてその選任理由の記載を検討いたします。

【補充原則3-1-2】

現在の株主構成は、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し英語での情報開示・提供は行っておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討することといたします。

【補充原則4-2-1】

経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスク等を踏まえ決定しております。業績連動や自社株報酬など健全なインセンティブが機能する仕組みについては、今後必要に応じて検討することといたします。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

現在、独立社外取締役として1名を選任しております。

当社の独立社外取締役は、関係部門との連携を図り、取締役会において助言・提言を明確に行っており、社外役員に求められるモニタリングは機能していることから現体制を維持しております。増員については、今後の事業規模や事業構造の変化に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

現在、取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性向上に向けた分析・評価の方法を検討し、実施に向けて取組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役が、会社及び取締役が実質的に支配する法人との間で利益相反となる取引を行う場合には、法令に基づき取締役会の決議をもって決定する旨を取締役会規則で定めております。

【補充原則4-1-1-1】

取締役会では、法令及び定款で定められている事項を決議するほか、「取締役会規則」において経営に関する重要事項（金額基準等も踏まえ設定）を定め決議を行うこととしております。上記以外の業務執行における決定は、「決裁規程」を定め、内容に関する責任と権限を明確にしております。

上記ルールの厳格な運用により、意思決定の透明性・公平性の確保及び迅速化を図っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に際しては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ、取締役会における建設的な議論への貢献が期待できる人物として当社の経営に対する的確・公正に業務を遂行する見識・能力を持つとともに高い倫理観を有していること、当社との間に利害関係がなく、株主と利益相反が生じるおそれのない者を選定することとしております。

【補充原則4-11-1】

迅速な経営判断と業務執行による経営効率の向上を図る目的で執行役員制度を導入しており、取締役の人数は8名以内としております。取締役の選任に際しては、年齢・性別に囚われることなく能力・知識・経験・実績等を基準として選任しております。

【補充原則4-11-2】

他社役員の兼任については、兼任により必要とされる時間・労力及び利益相反取引の問題について取締役会において審議し、決定しております。取締役及び監査役が他の上場会社役員を兼任している場合は、兼任状況を株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

現在、当社の取締役・監査役に他の上場会社の役員を兼務している者はおりません。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役の就任時に、主に法律的な観点から責任・義務等を理解することを目的とした研修を行っております。社外取締役・社外監査役の就任時には個別に時間を設け、事業概要・歴史・業界・経営戦略・経営計画等に関する研修を行う他、工場視察（現場視察）を実施し、当社事業への理解を深めるよう努めております。

取締役・監査役が個別に必要な場合には、費用負担も含めその目的に応じたトレーニング機会の提供・斡旋を行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な会話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するため、管理本部担当役員を統括役員として指定し、必要に応じてIR担当部門、法務部門、財務経理部門、企画部門等と連携することで、株主からの要望等に応える体制を整えております。

個別面談以外には、要請に応じて工場視察（現場視察）等を行うことでより理解を深めてもらうこととしております。

把握された株主の意見・懸念等は、適宜経営陣幹部や取締役会に報告することとしており、情報の共有に努めております。

株主との面談に際しては、複数名での対応を原則とし、対応する役員・従業員を限定するなどインサイダー情報の漏洩をはじめとした法令違反が生じることのないよう適切な情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口1、信託口2、信託口3、信託口4、信託口5、信託口6、信託口9)	3,099,000	6.23
株式会社三井住友銀行	2,169,559	4.36
株式会社メタルワン	1,942,570	3.91
日本生命保険相互会社	1,725,278	3.47
JFEスチール株式会社	1,718,318	3.46
三井物産スチール株式会社	1,432,000	2.88
JFE商事鉄鋼建材株式会社	1,400,000	2.82
株式会社りそな銀行	1,343,000	2.70
新日鐵住金株式会社	1,084,994	2.18
株式会社北都鉄工	1,000,000	2.01

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口、信託口1、信託口2、信託口3、信託口4、信託口5、信託口6、信託口9）の所有株式の内訳は、信託口が722,000株、信託口1が423,000株、信託口2が411,000株、信託口3が373,000株、信託口4が88,000株、信託口5が395,000株、信託口6が376,000株、信託口9が311,000株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 英一	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 英一	○	京都大学名誉教授、一般財団法人大阪地域計画研究所理事長	土木工学について深い学識と経験を有し、その専門的な見識を当社経営体制の強化に活かしていただくことに加えコーポレート・ガバナンスの充実を期するため、選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と渡邊 英一氏及び京都大学、一般財団法人大阪地域計画研究所との間には特別の利害関係はなく、渡邊 英一氏を独立役員として選任することにより、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社監査役は、会計監査人の監査に立会い、実査の確認を行うとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査の計画、監査の実施状況等の説明及び意見交換等を行い連携を保っております。

また、会計監査人と代表取締役との間で会合を行っており、これに監査役も参加し、会社の事業環境、基本方針、重要な会計方針の説明及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉松 均	他の会社の出身者										△			
櫛部 哲男	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉松 均		平成18年4月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の役員として勤務しておりました。当社は複数の金融機関と取引があり、同行だけ特別な取引関係にあるわけではなく、同行との取引が当社の意思決定に影響を及ぼすものではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有していることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。
櫛部 哲男		平成27年3月まで当社の取引金融機関である日本生命保険相互会社の執行役員として勤務しておりました。当社は複数の金融機関と取引があり、同社だけ特別な取引関係にあるわけではなく、同社との取引が当社の意思決定に影響を及ぼすものではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有していることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対し、報酬による他、業績に応じて株主総会の承認を経て賞与として支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における報酬等の総額

取締役(社外取締役を除く)	10名	61百万円
監査役(社外監査役を除く)	4名	25百万円
社外役員	3名	14百万円

(注)1 上記の取締役10名には、平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名辞任した取締役1名が含まれております。

2 上記の監査役4名には、平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名、辞任した監査役1名が含まれております。

3 上記の他、使用人兼務取締役の使用人部分の報酬等の総額は、5名で37百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務担当役員及び総務部が、必要に応じて連絡・報告することとしております。また、決算情報等の重要な事案については、社外取締役に對しては総務担当役員が、社外監査役に対しては総務担当役員又は社内監査役が事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は執行役員制度を採用しており、取締役を少人数化することで迅速な経営判断を行えるようにするとともに、意思決定機能と業務執行機能を分離することにより責任と権限を明確にし、経営効率の向上を目指しております。現在の役員等の構成は、取締役7名(全て男性、内社外取締役1名)、監査役4名(全て男性、内社外監査役2名)、執行役員6名(男性5名、女性1名)となっております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席する他、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間で定期的に会合を持ち、監査の計画・実施状況等の説明及び意見交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、代表取締役との間でも定期的に会合を持ち、会社の事業環境、経営方針・経営戦略等の説明や意見交換を行っております。

会計監査については、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は以下の2名であり、両名とも新日本有限責任監査法人に所属しております。

指定有限責任社員 業務執行社員 山本操司
指定有限責任社員 業務執行社員 入山友作

継続監査年数については、両名とも7年以内であります。

なお、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名・その他4名であります。

会計監査人は、四半期・期末だけでなく、期中においても適宜監査を実施しており、当社からも経営に関わる重要な事項について適宜報告を行っております。

また、法務事項に関しては、当社は複数の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて助言・指導を受けております。

この他、業務監査や内部統制システムの整備、品質管理、安全管理等に関しては、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、環境品質委員会、中央安全衛生委員会を設置し、取締役会との連携により徹底・改善に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しており、社外取締役が議決権を持つ社外役員として公正・中立な立場で経営に参画することがコーポレート・ガバナンスの充実に寄与するものと考えております。

また、当社は監査役会設置会社であり、4名の監査役の内2名の社外監査役を選任しております。社外監査役は、経営全般に関し独立した機関として常に公正・中立な立場で取締役の職務執行状況を監視し、取締役会をはじめとする各種会議において積極的に助言・提言を行っております。

これらの経営体制によって当社の企業統治体制は十分に機能すると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の事業報告について映像・ナレーションを使用したビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「IR情報」に決算短信等の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を窓口としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境・品質方針」に基づき、省エネルギー・省資源に努めるとともに、リサイクル活動の推進により産業廃棄物の削減を図るなど環境保護への貢献に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「決定事実」「発生事実等」について、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、適時適切な開示を行っております。
その他	当社は、女性の活躍促進に向けて、育児介護休業制度や短時間勤務制度などを整備し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社は事業活動の目的達成のため、経営者及び各部門の執行責任者が経営管理・業務管理・業務執行の状況について密接に意見・情報を交換することを基本とする内部統制システムを整備しております。これにより業務の有効性を高め、且つ経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識評価し、健全な事業活動を推進することで企業価値の向上を目指しております。

社長直轄のコンプライアンス室は、社会規範・企業倫理の遵守等内部統制システムの整備における全社的取組みを担っております。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会では、コンプライアンス宣言や行動規範の制定を行う他、社員教育の徹底、社内監視体制の強化、法令違反に対する懲戒制度の整備等を進めております。

また当社では、「コンプライアンス・マニュアル」「報告・連絡・相談実施基準」「リスク管理実施基準」等の規程により内部統制の基盤となる情報管理に関する判断基準やリスクの評価、対応、危機管理等の実施手順を明確にしております。

平成18年5月には、会社法及び会社法施行規則の施行に伴い、業務の適正を確保する体制の整備に向けた内部統制システムの基本方針を取締役会で決議し、平成27年5月には、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、内部統制に係る体制の見直しを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けては、「行動規範」において、反社会的勢力との関係排除について、「毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除する」旨を定めており、これを遵守するとともに、対応統括部署を定め、警察・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築の上、情報収集に努めて、有事の際には、速やかにかつ組織的に対処する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制については、重要な会社情報を管理組織を通じて社内トップに集約すると同時に情報管理責任者である総務担当役員にも報告される社内体制を構築しております。

この社内体制に基づき、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則により開示することが必要となる会社情報については、「決定事実」は、取締役会決議等の会社の業務執行を実質的に決定する機関決定が行われた時点で開示を実行し、「発生事実」は、その発生を認識した時点で速やかに必要な社内手続きを行ない開示を実行しております。